



東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」

# 東住吉 人権だより

# ぽかぽか

## 【発行にあたって】

東住吉区では、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざしています。

この度、その取組の一環として、区内の皆さんに人権について広くご理解いただくため、タブロイド紙を発行し、区内の全世帯・全事業所にお配りすることとしました。タイトルは、相手を尊重し、思いやる「ぽかぽか言葉」からとって「ぽかぽか」です。社会全体が「ぽかぽか言葉」でいっぱいになるよう、様々な人権課題に取り組んでいきます。

## 同和問題（部落差別）

### 【同和問題（部落差別）とは】

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなどといった我が国固有の人権問題です。

### 【歴史的背景】

部落差別の始まりには諸説ありますが、近年の研究により、中世（鎌倉・室町時代）には既に被差別部落が存在していたことを示す資料が発見されています。

中世では、死や血を「ケガレ」とする考え方が広まりました。この考え方が特定の職業や役割を担う人々に対する偏見を生み、社会的に差別された身分を形成しました。その後、戦国時代、江戸時代を経てその身分が固定・強化され、住む場所や服装、交際まで制限されました。

明治4（1871）年に政府により差別身分の廃止を目的とする「解放令」が出されましたが、形式的な内容にとどまり、差別をなくすための積極的な政策は行われませんでした。さらに、他の平民と同じように兵役の義務が課され、また、それまで被差別身分の人々の専業とされていた皮革産業に大資本の企業が進出し、経営を圧迫したことなどにより、人々の生活はかえって苦しくなりました。

### 【解放運動の広まり】

差別を受けてきた当事者たちは、大正11（1922）年3月3日、京都市の岡崎公会堂に集まり、自由と平等を求めて全国水平社を創立しました。その大会で採択された水平社宣言は、日本初の人権宣言ともいわれており、全国の被差別部落の人々に対して、自ら解放するための集団運動への団結を呼びかける内容となっていました。その後、各地で支部が結成され、地方ごとに分散していた差別撤廃の動きが全国的な運動となりました。

### 【同和对策審議会答申】

第2次世界大戦を経て、課題意識を有していた政府により同和对策審議会が設置されました。同審議会は、政府から同和問題（部落差別）についてどのように解決したらよいかとの諮問に対して、昭和40（1965）年に答申をいたしました。

その前文では「…同和問題は…人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。…その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題…」とされ、その後、昭和44（1969）年に施行された同和对策事業特別措置法に基づき、生活環境の改善、社会福祉及び公衆衛生の向上、農林漁業の振興、中小企業の振興、住民の雇用促進及び職業の安定、学校教育及び社会教育の充実、人権擁護活動の強化など、総合的な施策が実施されました。

### 【現在も残る差別】

同和对策事業は、特定の地域の人々を優遇するためではなく、差別により厳しい生活環境に置かれた人々の生活や経済的な格差を解消するためのものでした。これにより、同和地区を取り巻く環境は改善されたものの、それまでの歴史的な背景や差別の実態を十分に理解せず、対策事業が実施されたことのみを捉えて生じた「ねたみ意識」が、現在に至るまで差別が根強く残る要因の一つとなっています。

平成28（2016）年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律に基づき、法務省が令和2（2020）年6月に公表した部落差別の実態に係る調査結果では、回答者\*のうち17.5%が、自身又は親族・知人に部落差別の被害又は加害経験があるとの内容になっており、依然として差別が残っていることが報告されています。

\*「人権に関する意識調査」の回答者6,216人のうち、部落差別又は同和問題といわれているものがどのような内容のものかを知っている（又は何となく知っている）と回答した方（4,157人）

### ■部落差別の実態に係る調査結果報告書より



### 【ではどうすれば差別はなくなるのでしょうか?】

この問題には触れず、何もしなければ風化し、将来的には自然に解消されるのでしょうか。何もしないということは、今ある差別を温存するだけでなく、偏見や誤解に基づく差別的な行動、発言を助長することになります。何も知らずに同和問題（部落差別）に初めて触れ、誤った情報によりネガティブな感情を受けたとすると、それがすべてになってしまい、あらたな差別につながる恐れがあります。そうならないためにも、この問題について正しく理解を深め、部落差別は許されないものであるという認識を持つことが重要です。

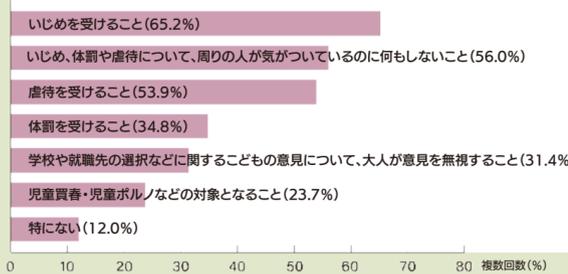
# こどもの人権

## 【こども特有の人権】

こどもは、無限の可能性を持っており、これからの社会を担っていく宝物のような存在です。また、こどもは心身の発達の過程にあることから、適切に養育されることなど、発達段階に応じた特有の人権が保障されています。しかしながら、これら特有の人権が侵害されている現状もあります。

### ■内閣府「人権擁護に関する世論調査」 令和4年8月調査から

あなたがこどもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



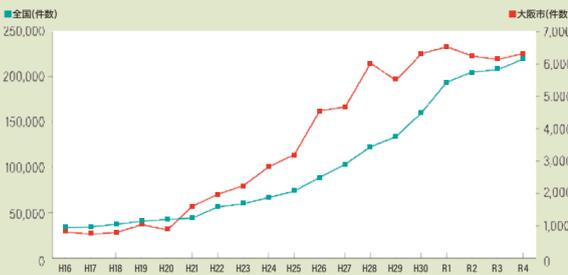
## 【児童虐待】

暴言などの心理的虐待、傷害を与えるなどの身体的虐待、食事を与えないなどのネグレクトに代表される児童虐待は、ときにこどもの命にかかわる重大な人権侵害です。また、最近では過度に介護や家事を負擔させられるヤングケアラー問題もクローズアップされています。児童虐待相談件数は全国、大阪市とも年々増加しており深刻な状況となっています。

増加の背景には、虐待に対する意識の高まりから相談や報告が増えたこともある一方で、核家族化が進み、地域のつながりも薄れて、育児の悩みを周囲に相談できない家庭が増えたことも原因でしょう。

こどもは虐待を受けていても、自分が悪いからと思いつむこともあり、他に逃げる場所がありません。また、当事者である保護者自身も悩んでいることがあります。このようなことから、周りの大人が気づくことが重要となってきます。不審に思ったら、一人で抱え込まないで、まずは関係機関に連絡・相談をしてください。

### ■児童虐待相談件数の年度別推移



(注)全国数値は、厚生労働省が集計した全国の児童相談所の「虐待相談対応件数」を表している。  
 ※相談対応件数とは、当該年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果により指導や措置等を行った件数。  
 ※平成22年度の全国件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除く。  
 ※令和4年度は全国・大阪市ともに速報値

## 【いじめ】

いじめも、深刻な事案では長期にわたる不登校や、時には自ら命を絶つ事態に至ることもある重大な人権侵害事案です。いじめの形態は、身体への直接攻撃以外にも仲間外れ・無視・相手が嫌がることをしたりさせたりするなどの心理的ダメージを与えるもののほか、近年ではSNS等の発達により、インターネットの掲示板やサイトへの書き込みを行うようなネットいじめなど、周りから見えにくいものもあります。また、保護者に心配をかけたくないとの思いなどから、いじめられていることを知られたくないこどももいます。

このようなことから、保護者は、普段からこどもと学校での出来事などを話し合う時間をつくるよう心掛け、保護者だけでなく周囲の大人たちも、こどもたちが相談しやすい環境をつくるとともに、こどもたちの普段と違う様子やサインなどを見逃さないよう心掛けることが重要です。

### ■法務省の人権擁護機関によるいじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学校におけるいじめ	2,944	1,126	1,169	1,047	1,185

## 【こどもの貧困】

こどもが生まれ育った環境によって、様々な経験や体験の機会が得られず、その後の人生が左右されてしまうことがあります。こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。

令和5（2023）年の大阪市の調査によると、5歳児、小5、中2のいる世帯において概ね6人に1人が相対的貧困\*になっています。

また、近年はこども食堂に代表されるこどもの居場所づくりなど、様々な取組や施策が実施されていますが、保護者がそのような取組や施策を知らないことなどによって、その利益を受けられていないこどもも存在します。

こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

\*相対的貧困＝世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の50%未満であること

## 【その他】

ほかにも、性被害や学校における体罰などの人権侵害事象も依然として存在しています。

昔は大家族で隣近所との結びつきも強く、みんなでこどもを育てている状況でしたが、核家族化が進み、地域との関係も以前よりは薄くなるにつれ、子育ての負担が保護者に重くのしかかっている現状もあります。

今一度、こどもは社会の宝であり、地域、学校、行政が一体となってこどもを育てていくという意識を持つことが重要ではないでしょうか。

## ひとりで悩まず、ご相談・ご連絡ください

<p><b>児童相談所 虐待対応ダイヤル</b></p> <p><b>189</b></p> <p>いちほやく</p> <p>(24時間無料で管轄の児童相談所に電話が転送されます) (一部のIP電話不可)</p>	<p><b>法務省 こどもの人権110番</b></p> <p><b>0120-007-110</b></p> <p>いちほやく</p> <p>(一部のIP電話不可) 受付時間:月曜～金曜8:30～17:15</p>	<p><b>法務省 みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)</b></p> <p><b>0570-003-110</b></p> <p>ゼロゼロみんなのひやくとおぼん</p> <p>(一部のIP電話不可) 受付時間:月曜～金曜8:30～17:15</p>	<p><b>法務省 インターネット人権相談受付窓口</b></p>
<p><b>文部科学省 24時間子供SOSダイヤル</b></p> <p><b>0120-0-78310</b></p> <p>なやみさお</p> <p>(一部のIP電話不可)</p>	<p><b>大阪市 児童虐待ホットライン</b></p> <p><b>0120-01-7285</b></p> <p>「まずは一報、なにわっ子」 (24時間無料)</p>	<p><b>外国人の人権についての相談窓口</b></p>	<p><b>区役所における人権相談</b></p>

# インターネット上の人権侵害

## 【インターネット上の人権侵害の状況】

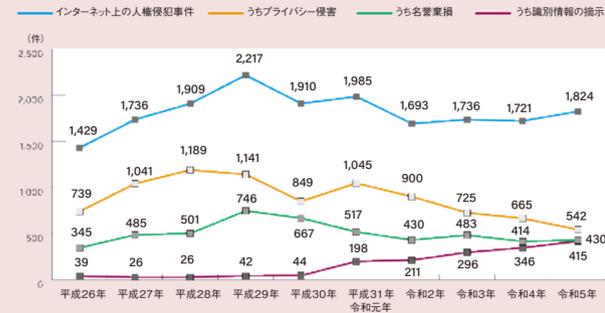
情報化の進展に伴い、大半の方がパソコンやスマホなどの情報端末を持つようになり、インターネットは今や重要な情報源でもあり多岐にわたり影響を与えるものとなっています。世界中の情報を好きな時に見ることができるなど便利になった反面、インターネット上での誹謗中傷など人権にかかわる問題も多くなっています。令和5（2023）年度に法務省が実施した人権侵害事象調査によると、人権侵害事象そのものの件数は減少傾向である一方で、インターネット上の人権侵害は高止まり状態となっています。

インターネット上の人権侵害は、誹謗中傷をはじめプライバシーの侵害、児童ポルノやヘイトスピーチなど多岐にわたり、個人の尊厳やプライバシーを著しく侵害することがあります。また、インターネットに部落差別等の書き込みをしたり、旧同和地区を摘示したりといったことも見られます。

### ■人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



### ■インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）



## 【インターネット上の人権侵害の特徴】

インターネット上の人権侵害は、誰が投稿したのかわからないという匿名性、急速に広がるという拡散性、また、一度投稿されると転載されるなどして完全に削除することが困難となる永続性があり、一旦掲載されるとその影響は計り知れないものとなります。

最近では、タレントの発した不適切な表現が大きな問題となり、自身の芸能活動を休止することとなったり、過去にはインターネット上の誹謗中傷に耐えかねたタレントが、自ら命を絶ったりしたこともありました。

インターネット上の人権侵害の加害者にも被害者にもならないためには、どのように意識し行動すべきでしょうか。

### 【加害者とならないために】

匿名性があり顔が見えないことで、表現が大胆で極端になりがちとなることを自覚するとともに、一度発した表現は残り続け、世界中の人から見られるということを意識する必要があります。顔が見えないからこそ、誤解が生じないように的確で丁寧な発信が求められます。

なお、表現によってはプロバイダへアカウントの開示請求がされ、侮辱罪や名誉棄損罪などの犯罪となったり、名誉棄損等により損害賠償請求をされたりする場合があります。

### 【被害者とならないために】

自分の個人情報や安易に公開しないことや不審なサイトやメッセージにアクセスしないことが重要です。また、不幸にして被害者となった場合は、書き込みなどの証拠を保存するとともに適切な機関へ相談しましょう。



# 障害者差別解消法が改正されました

## ～「合理的配慮の提供」の義務化について～

令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向けてどのような取組ができるか考えていきましょう！

### 何が「障がい」なのか？「障がい」とは何を指すのか考えてみましょう

車いすを使用している人をイメージしてください。



「障がい」は個人の心身機能によるものだけではなく、社会環境やあり方・仕組みが「障がい」を作り出しています。

### 【合理的配慮の具体例】

#### ●物理的環境への配慮

- 【申出】飲食店で車椅子のまま着席したい。
- 【対応】備え付けの椅子を片付けて、スペースを確保した。

#### ●意思疎通への配慮

- 【申出】難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細かいペンや小さな文字では読みづらい。
- 【対応】太いペンで大きな文字を書いて筆談した。

### 同じスタートラインに立つために

背の異なる3人が動物を見ていますが、目の前に高い壁があるので見ることができない人がいます。どのような配慮を考えますか？



### 【合理的配慮の提供が義務化になるとは？】

障がいのある人からの申し出に全面的に応じなければならないということではありません。建設的対話を重ねながら、どうすれば困難を解消することができるのか、今できることを考えながら工夫や調整を続けていくことが合理的配慮の提供の義務といえます。

大阪市では、障がいのある人もない人も互いに尊重し、共に生きる「共生社会」の実現をめざしています。障がいのある人が利用を拒否されたり、制限されたりすることのない「差別のない社会づくり」に向けて、ご協力をお願いします。

# 外国人の人権

## 【外国人に対するヘイトスピーチが発生しています】

現在、大阪府域に居住する外国人住民は、16万人を超え、国籍・地域の数は160にも及んでおり、とりわけ、韓国・朝鮮籍、中国籍の方々が多く生活されています。また、近年では、ベトナムやネパール、インドネシアなどから来日する外国人住民が増加しており、外国人住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。さらに、国籍は日本であっても外国にルーツを持つ住民も増えています。

しかしながら、残念なことに、国籍や民族を理由とした差別やヘイトスピーチなどの問題が発生しています。

ヘイトスピーチとは、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動を指し、例えば次のようなものがヘイトスピーチにあたります。

- 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
  - 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの
  - 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
- ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

## 【こんな差別もあります】

### ・マンションなどへの入居

外国人であることを理由にマンションなどへの入居を拒否することは、不当な差別に当たるとされています。言葉や文化の壁があったり、保証人がいないなど

の理由で外国人の受入を不安に感じられる不動産事業者の方もおられるかもしれませんが、過去に、国籍のみを理由に入居を拒否したことで、慰謝料の支払いが命じられた事例もあります。

### ・雇用

外国人であることのみを理由に、採用面接などの応募を拒否することは、適切ではありません。また、労働基準法や健康保険法などの関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用され、労働条件面での国籍による差別も禁止しています。

### ・その他

理容店や宿泊施設、飲食店の利用などにおいて外国人であることを理由にした受入拒否が問題になったこともあります。

冒頭でも述べたように、大阪市には多くの外国人住民や外国にルーツを持つ方々が生活されています。

あなたは、食わず嫌いだった料理を食べてみたら、その後大好物になった経験はありませんか？観光客から道をたずねられた時に、少しでも英語が通じて「サンキュー!」と言われたら、うれしい気持ちになりませんか？

異なる文化に触れ、理解し、受け入れることで、自分の価値観や考え方の幅が広がり、さらには、自分自身の成長につなげることもできます。また、異なる文化を尊重し合うことで、社会全体の寛容性が高まり、偏見や差別が減少し、より平和で協力的なコミュニティが築かれます。

民族や国籍等の違いによる偏見や差別意識をなくし、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

## 【こんな経験はありませんか？】

在留外国人がどのような人権問題に直面しているのかを具体的に把握するため、平成28（2016）年度に法務省が実施した「外国人住民調査」によれば、次のような結果となっています。

### ■あなたは日本で過去5年の間に、次のような経験をしたことがありますか？

- （平成28(2016)年実施 法務省「外国人住民調査」より）
- 職場や学校の人々が外国人に対する偏見を持っていて、人間関係がうまくいかなかった
- 職場・学校で、外国人であることを理由にいじめを受けた
- 名前が日本人風でないことによって嫌がらせを受けた
- 日本語がうまく使えないことで嫌がらせを受けた
- 知らない人からジロジロ見られた
- バスや電車、ショッピングセンターなどの公場で自分を避けるようにされた
- 近所の住民になかなか受け入れてもらえない
- 人に話しかけたが無視された
- 日本人との交際、結婚に際し、外国人であることを理由に相手の親族から反対された
- 日本人の家族や親族などから、自分の子どもに出身国(地域)の文化を教えるべきと言われた
- 日本人の家族や親族などから、出身国(地域)やその文化について、侮辱されたり、からかわれたりした
- 日本人の家族や親族などから、日本人風の名前を名乗るように促された

